

「特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則（案）」に関する意見募集の結果について

平成27年 月 日
特定個人情報保護委員会事務局

特定個人情報保護委員会においては、本年11月11日（水）から12月10日（木）まで「特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則（案）」につきまして、広く国民の皆様からの御意見を募集しました。

その結果、この意見募集に対して7の個人又は団体から延べ12件の御意見が寄せられ、これら御意見に対する当委員会の考え方について、別紙のとおり取りまとめました。

また、お寄せいただいた御意見等を踏まえて必要な修正を行った上で、本日、「特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則」を定めましたのでお知らせします。

御意見をお寄せいただいた皆様に感謝申し上げますとともに、引き続き、当委員会の活動に御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

(別紙)

「特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則（案）」に関する意見募集の結果について

No.	意見等	当委員会の考え方
1	【意見】 第2条第1号ハ中「（行政機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人に限る。）」を削除すべきである。 （理由）特定個人情報の漏えい等が本人に及ぼす影響は、行政機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人以外の者が使用する情報システムにおいて管理されようと、それ以外の者が使用する情報システムにおいて管理されようと同じであり、両者を区別する理由が無い。	行政機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人の個人番号関係事務については、取り扱う特定個人情報の数量や社会的な影響の度合い等を総合的に勘案し、重大な事態の報告対象としています。
2	・第3条第1項 「前条各号に掲げる事態が生じたときは、その事態に関する次に掲げる事項を個人情報保護委員会に報告するものとする。」とあるが、報告の際に利用する様式は、現行告示に定める「重大事案」に係る報告様式が改定されて利用することになるとの理解でよいか。また、その他報告方法または報告期限等の具体的な内容・基準があれば示していただきたい。	当該規則に係る報告についての報告様式等については、当委員会のホームページで公表する予定です。
3	・現行の告示においては、「重大事案又はそのおそれのある事案で主務大臣のガイドライン等において報告対象となる事案」の場合、発覚時点で委員会へ一報し、その後、事実関係及び再発防止策等については主務大臣のガイドライン等に従い主務大臣または認定個人情報保護団体へ報告することが認められていたが、規則第3条に基づく報告の方法については、改正告示案2の方法での報告が認められるかが明らかではない。 ・主務大臣と委員会への報告を要する二重行政を回避する観点から、規則第3条に基づく報告についても、改正告示案2の方法での報告も認めていただきたい。	規則案第3条において、報告の主体を明確にしており、また、定めようとする規則は、番号法を根拠として報告するものであることから、御意見の主務大臣のガイドライン等に従い主務大臣又は認定個人情報保護団体へ報告した場合であっても、規則に基づく当委員会への報告は必要となります。
4	・第3条第2項、第3項 個人番号利用事務または個人番号関係事務の全部または一部の「委託を受けた者」、「委託を受けた者とみなされた者」および「委託をした者」のそれぞれの報告すべき者に対する報告方法または報告期限等の具体的な内容・基準があれば示されたい。	規則案第3条第2項及び第3項における委託をした者（法第10条第1項における許諾をした者）に対するそれぞれの報告については、その者が規則第3条第1項に掲げる事態に関する事項を当委員会に報告するために必要な事項を不足なく報告できる体制等が必要であると考えます。
5	【意見】 委託先、再委託先、再々委託先等で重大な事態が発生した場合の個人情報保護委員会への報告は、委託元ではなく、重大な事態が発生した委託先、再委託先、再々委託先等が直接行うこととすべきである。 【理由】 例えば、個人番号関係事務の委託先である税理士事務所において重大な事態が発生した場合に、委託元である顧問先を介して個人情報保護委員会に報告することは迂遠である。税理士事務所の顧問先は通常、数十件から数百件あり、全ての顧問先が対応することは困難な場合もあるので、個々の顧問先毎から報告するよりも税理士事務所から直接まとめて報告した方がスムーズである。 また、税理士事務所が利用するシステムが番号法上の再委託に該当する場合がある。再委託に該当するシステムを提供するベンダーにおいて重大な事態が発生した場合に、当該システムを利用する税理士事務所の顧問先毎に報告することはなお迂遠である。この場合も、再委託先であるベンダーが直接委員会に報告することとした方がスムーズである。	規則に基づく報告においては、事実関係や再発防止策等を踏まえた報告をいただくものであることから、事案によっては、委託者は委託先に対する必要かつ適切な監督義務があることを踏まえ、委託者において必要な事項を盛り込んだ報告が必要と考えられるため、委託先のみが直接当委員会に報告をすることは想定していません。 なお、規則に規定する報告事項が記載されていれば、委託者と委託先等が共同で当委員会に報告すること等を妨げるものではありません。
6	・委託先や再委託先が複数の者から委託を受けている場合には、一度の重大な事態によって複数の委託元に関する特定個人情報の漏えい等が生じる可能性がある。その場合、委託をした者それぞれが、個人情報保護委員会に概要及び原因、特定個人情報の内容および再発防止のためにとった措置などを報告すると、同一の事態に対して複数の報告がなされることになり、同委員会において事態の全容が把握しにくくなることも考えられる。 ・このようなケースも考えられるため、委託元が、委託先や再委託先に対して同委員会へ報告することを委任し、委託先や再委託先が同委員会に報告することも認められることを確認させていただきたい。	規則に基づく報告においては、事実関係や再発防止策等を踏まえた報告をいただくものであることから、事案によっては、委託者は委託先に対する必要かつ適切な監督義務があること等を踏まえ、委託者において必要な事項を盛り込んだ報告が必要と考えられるため、委託先のみが直接当委員会に報告をすることは想定していません。 なお、規則に規定する報告事項が記載されていれば、委託者と委託先等が共同で当委員会に報告すること等を妨げるものではありません。
7	・第3条第3項 個人番号利用事務または個人番号関係事務の全部または一部の委託および再委託がなされている場合において委託契約等により、再委託先から委託先、委託先から委託元への委託業務に関する報告フローが確立され、また貴委員会に直ちに報告できる体制が整備されている場合においては、委託元による報告に限らず、予め報告を行う役割を担うと定めた者（委託先・再委託先等）が貴委員会へ報告することを許容していただきたい。 また、上記のような情報共有・報告体制が構築されている場合、再委託先（再々委託先以降も含む）から直接委託元へ報告を行うフローだけでなく、委託先に報告を行い、委託先が委託元へ報告を行うといった直接の委託関係にもとづいた報告を行うフローを許容していただきたい。	規則に基づく報告においては、事実関係や再発防止策等を踏まえた報告をいただくものであることから、事案によっては、委託者は委託先に対する必要かつ適切な監督義務があること等を踏まえ、委託者において必要な事項を盛り込んだ報告が必要と考えられるため、委託先のみが直接当委員会に報告をすることは想定していません。 なお、規則に規定する報告事項が記載されていれば、委託者と委託先等が共同で当委員会に報告すること等を妨げるものではありません。 また、御意見を踏まえ、個人番号利用事務等の委託をした者（法第10条第1項における許諾をした者）への報告に当たっては、委託契約の内容に応じ、その者に対しては直接の委託者を經由して（複数いる場合についても同様）報告できるよう記載を追加しています。

No.	意見等	当委員会の考え方
8	<p>・該当箇所 特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則（案）第3条第3項</p> <p>・意見 再委託先で重大な事態が発生した場合、最初の委託先から委託元への報告は必要ないという理解でよいか。 また、再々委託先で重大な事態が発生した場合、再委託先から最初の委託先への報告、最初の委託先から委託元への報告は必要ないという理解でよいか。 ※参考資料「重大な事態が発生した場合の個人情報保護委員会への報告のフローについて」では、再委託先で事態が発生した場合、「丙（再委託先）から甲（委託元）」及び「丙（再委託先）から乙（委託先）」への報告が必要であり、「乙（委託先）から甲（委託元）」への報告は必要ないとなっている。同様に、「再々委託先で事態が発生した場合」では、「丙（再委託先）から乙（委託先）」、「乙（委託先）から甲（委託元）」への報告は必要ないとなっている。</p> <p>・理由 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第11条では、「・・・委託をする者は、・・・委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わねばならない。」旨が規定されており、当該監督の内容には、再委託先等で起きた重大な事態の発生時の報告義務が含まれないことを確認するため。</p>	<p>番号法上で個人番号利用事務又は個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者は、当該事務の委託をした者の許諾を得なければ再委託できないことを踏まえ、少なくとも当該事務の委託について許諾をした者に報告することが必要であると考えています。</p> <p>また、規則に規定されていない報告については、委託者及び委託先間で締結される契約の再委託（再々委託）条項など委託契約等によって御指摘のような報告が可能と考えられます。</p>
9	<p>・第3条第3項 貴委員会事務局から示された報告フローにおいて、「再々委託先で事態が発生した場合（規則第3条第3項）」は、再々委託先（丁）で発生した事案を委託先（乙）が認識しなかったこととなっているが、再々委託先（丁）で重大な事態が発生した場合、委託先（乙）が再々委託先（丁）や再委託先（丙）等に対して、当該事態の報告を求めること自体は妨げられないとの理解でよいか。</p>	<p>規則に規定されていない報告については、委託者及び委託先間で締結される契約の再委託（再々委託）条項など委託契約等によって御指摘のような報告が可能と考えられます。</p>
10	<p>・規則案第3条第2項及び第3項に定める報告のフローについては、求められる最低限の報告フローを定めたものであり、例えば、重大な事態に関する概要及び原因、特定個人情報の内容および再発防止のためにとった措置などをより適切に報告する観点から、個人情報保護委員会に対して委託を受けた者と委託をした者が共同で報告することや委託をした者に対して委託を受けた者とその再委託を受けた者が共同で報告すること、あるいは再委託先から委託先へ報告し委託先から委託元へ報告するなど認められると考えてよいか確認させていただきたい。</p>	<p>規則に基づく当委員会への報告は、規則に規定する報告事項が記載されていれば、委託者と委託先等が共同で当委員会に報告することでも差し支えありません。</p> <p>個人番号関係事務を委託をした者（法第10条第1項における許諾をした者）に対する報告の方法については、委託者及び委託先間で締結される契約の再委託（再々委託）条項など委託契約等によって御指摘のような方法も可能と考えられます。</p> <p>御意見を踏まえ、個人番号利用事務等の委託をした者（法第10条第1項における許諾をした者）への報告に当たっては、委託契約の内容に応じ、その者に対しては直接の委託者を経由して（複数いる場合についても同様）報告できるよう記載を追加しています。</p>
11	<p>委員会への報告フロー図についてお伺いしたい。再委託先や再々委託先が直接甲へ報告するのは理解できます。例えば、再々委託先の丁が再委託先の丙へ報告することとなっていますが、何故、丙から委託先の乙へ報告がなく、乙から甲へ報告しないので済むのですか。緊急事態であることから、可及的速やかに丁から甲へ報告するのは理解できます。委託契約は甲→乙→丙→丁である限り、発生原因が仮に乙からの委託料が安いのが遠因であったらどうなるのか。そこは委託契約を厳格に監視するとの規定もあり、まずはじめに被害を最小限に食い止めるためにも中間に位置する委託先においても責任があることを促すことが必要です。また、今後のために発生原因究明や改善策を策定するためにも当初から関与させためほうが教訓として生かせるのではないですか。したがって、この場合は、『丁→甲』および『丁→丙→乙→甲』の2つの報告のフローを並行されたほうがわかりやすくよいです。今回の例示はまだまだ単純なものです。それが複雑な委託関係ですと、パズルみたいになりそれが被害拡大の温床となってしまいそうな感じがします。それなら、委託契約が往路すると、重大な事態が発生した場合には報告のフローは復路として単純化すべきです。</p>	<p>事態を生じさせた者及び個人番号利用事務等の委託をした者（法第10条第1項における許諾をした者）の2者に対して、規則に基づく報告の義務を課すことで、法令に基づく当委員会への報告を担保したものです。</p> <p>御意見を踏まえ、個人番号利用事務等の委託をした者（法第10条第1項における許諾をした者）への報告に当たっては、委託契約の内容に応じ、その者に対しては直接の委託者を経由して（複数いる場合についても同様）報告できるよう記載を追加しています。</p>
12	<p>報告の義務化について、望ましいものとする。</p> <p>しかし、その報告フローについて問題があると考えるので、下記、（参考資料）委員会への報告フロー図を見ての意見を言う。</p> <p>一番下の図について、丙により乙に報告がなされなければならないと考える。</p> <p>甲、乙、丙、丁全てが問題事態について知っていなければならないのが当然であり求められるものとする。（もっとステップが増えても同様）</p> <p>これを考えると、まず最初の委託元である甲に対して通報を行うのは義務として必須とするのは当然としても、それと同時に痛く全てのステップをエスカレーションさせる経路によっても通報を行う事を義務とすべきであるとする。</p> <p>ここで甲の時点で2系統から報告が届く事になるが、それについては甲が乙までの全委託先が知ったという確認が出来る事から意味があるものであるため重複を問題とする必要は無いと考える。</p> <p>また、これ（上位委託先への報告の必須化）には例えばこういう効果もある。</p> <p>一番下（再々委託先までである場合）、乙がこの問題を知った時には当然既に甲に情報が届いていなければならないという事が必然であるという事である。</p> <p>つまり、これにより乙は自分の所に届いている時には既に甲に届いていなければおかしいという業務フローの構築を義務付けられる事になる。</p> <p>Sier（システムインテグレータ等）の業種においては乙が実質的に全ての開発運営を取り仕切っている事になるのであるが、ここで乙を飛び越えて甲に報告を行うのは、再々委託先、再々々委託先、再々々々委託先、等には相当力関係的に厳しいものである。</p> <p>しかしながら、ここで上位委託先への報告の必須化を行う事により、「乙（委託先）が知った時点で甲（委託元）が知っているのが必然」という法的必然性が発生するので、これは再々委託先、再々々委託先、再々々々委託先、等が同報の形で可及的速やかに甲（委託元）に対して報告を行う事を促すものになるのが道理であり、よって論理的合理的に報告の途中段階での妨げ（甲に直接報告する前に乙に通してからではない、等の内規による手続きの遅れ。この法令では違法事態であるが、しかしそれをしなければ再々々々委託先は契約を打ち切られる憂き目に遭う事が多い。）を排除するものになるので、現実を考慮した際にも実に望ましいものである。（SI業務等については乙が全ての開発運営を大元で取り仕切るので、畢竟乙が開発運営の体制作りの最高責任者であり、ここで乙自身が問題を知った時には既に甲に報告がなされていなければおかしいとする体制を作るのは乙の責任だからである。）</p> <p>以上の理由により、報告のフローについては必ず委託元に直接報告を行うとともに、直上の委託先についても必ず行うようにさせるようにする事を求めるものである。</p> <p>Sierや社会の現実について実体験を持つ者からの特定個人情報の安全の確保を考えた上での意見である。</p>	<p>事態を生じさせた者及び個人番号利用事務等の委託をした者（法第10条第1項における許諾をした者）の2者に対して、規則に基づく報告の義務を課すことで、法令に基づく当委員会への報告を担保したものです。</p> <p>御意見を踏まえ、個人番号利用事務等の委託をした者（法第10条第1項における許諾をした者）への報告に当たっては、委託契約の内容に応じ、その者に対しては直接の委託者を経由して（複数いる場合についても同様）報告できるよう記載を追加しています。</p>